

地方税制が改正されました

これまでの税制改正で、18年度分以降の課税額にかかわる主な改正点をお知らせします。

問合せ 市民税係 ☎ 89-2126

16年度税制改正によるもの

○ 老年者控除の廃止

年齢65歳以上でかつ所得金額が1千万円以下の人の控除が廃止されます。

※課税所得金額からの48万円の控除が廃止されます。

※この場合65歳以上とは、昭和16年1月1日以前生まれの人です。



○ 個人住民税の均等割の見直し

個人住民税の納税義務がある夫と生計同一の妻に対する均等割の非課税措置が段階的に廃止されます。

生計同一の妻の均等割	市民税	県民税	合計
平成17年度	1,500円	500円	2,000円
平成18年度以降	3,000円	1,000円	4,000円

○ 個人住民税の年金課税の見直し

公的年金のうち、年齢65歳以上の人の控除額が見直され、120万円になります。

※この場合65歳以上とは、昭和16年1月1日以前生まれの人です。

公的年金等の収入額	公的年金等にかかわる雑所得の額
330万円未満	収入金額 - 1,200,000円
330万円以上 410万円未満	収入金額×75% - 375,000円
410万円以上 770万円未満	収入金額×85% - 785,000円
770万円以上	収入金額×95% - 1,555,000円

17年度税制改正によるもの

○ 定率減税の見直し

現行

所得割額から15%相当額
(上限4万円)を控除

改正後

所得割額から7.5%相当額
(上限2万円)を控除

○ 非課税措置の見直し

年齢65歳以上の人のうち17年中の合計所得金額が125万円以下の人に対する個人住民税の非課税措置が廃止されます。

※17年1月1日において65歳に達する人で、前年の合計所得金額が125万円以下の人の経過措置

① 18年度分所得割および均等割税額の3分の2を減額

② 19年度分所得割および均等割税額の3分の1を減額